

【改善等を要する事項】

1. 飛行場管制席と地上管制席の連携の強化

千歳管制隊の業務処理要領には、「飛行場管制席は、B滑走路に着陸した航空機に対し、A滑走路横断の許可を発出した後、当該機がA滑走路を解放することが明らかになった時点において地上管制席に業務移管を行う」となっている。そのため、到着機の業務移管を受ける地上管制席は、当該機の移動に障害となる他機が無いことが前提となっており、飛行場管制席に離陸機の有無を確認することは通常行っていない。よって、飛行場管制席と地上管制席が関連機について相互確認を行う等の連携を強化し、移管手続きがより確実に行えるよう当要領を改正すること。

2. ヒューマンエラーの防止対策

本事案は、飛行場管制席により出発機に対する離陸許可と着陸機に対する滑走路横断許可が重複して発出されたため両機が接近するに至ったと推測される。その要因の一つとして思い込みや失念等のヒューマンエラーの可能性が認められるので、運用面での具体的な防止策について検討し、更に、国内外で展開されているヒューマンファクターに関する研修等を導入し推進すること。

なお、上記に加え、より一層の安全確保を図る観点から次の事項も合わせて指導した。

3. ASD E（空港面探知レーダー）の整備促進

本事案の到着機が着陸後走行した滑走路南側付近は、夜間及び低視程時等は航空機と誘導路の位置関係が管制席から視認しづらい環境にあり、その補完として、地上面の航空機等の位置が把握できるASD Eが活用されているが、表示装置が地上席にのみ設置されており、飛行場管制席からの利用に際しては離席を必要とするなど、業務上多大な負担となっている。そのため、複数の滑走路を有し、航空機の広範囲な監視が求められる当空港の運用方式の特殊性を考慮し、ASD E表示装置の飛行場管制席への早急な整備を検討すること。

4. 管制官とパイロットとの共通認識強化

可能な限り早期に管制官とパイロットとの合同会議等を開催し、複数の滑走路を有し経路が交錯する当空港の運用方式等について共通認識を深めること。